

薬学部生の皆さんへ

2020(令和2)年4月16日付で、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づく緊急事態宣言が発出されました。本法人では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を抑制することを目的として、4月18日(土)から5月6日(水)まで、大学施設内への入構を禁止し、薬学部事務室の窓口業務(カウンター業務)も停止することといたします。

つきましては、履修登録、授業等に関するお問い合わせは、5月7日(木)以降にお願いいたします。

なお、出勤する職員の健康と安全を考慮の上、業務継続性を担保するために当面の間、特別な勤務体制を採用していますので、即時対応が困難な場合がありますことを予めご了承ください。

大変ご迷惑をお掛けいたしますが、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

2020年4月21日

薬学部事務室